Factsheet

行政が配布したチラシから

地域ねこのお手本

東京都のチラシ文章の一部をそのまま引用しました。20箇所を超える地域ねこエリアで配られ、飼い主のいない猫対策が浸透しました。

これまで**「飼い主のいない猫」**については、ふん尿やいたずらなどの被害があっても、**対策がありませんでした。**

飼い猫であれば**飼い主に苦情**を言うこともできますが、相手が「飼い主のいない猫」では**不満の持って行き場がなく、**結局被害を受けている方は猫を憎むようになってしまい、**餌を与えている人との感情的な問題**や、猫を傷つける事件などが起きることにもなります。

もともと「飼い主のいない猫」は**飼い猫が捨てられ、ふえたり**したものです。

なにより**猫の飼い主**の方が、**責任ある飼い方**をすることが大切です。そうすれば不幸な猫は、これ以上ふえないはずです。

そのうえで、**今いる「飼い主のいない猫」**を**どうするか**を考えていかなければなりません。

その方法として、**猫を排除するのではなく、**これを**地域の問題**としてとらえ

1. 猫も命あるものだという考え方で、

2. その地域にお住まいの**皆さんの合意**のもとに、

3. 地域で猫を**適正に管理**しながら共生していく、

という活動が広がっています。

具体的には、**不妊去勢手術**を行って**これ以上ふえない**ようにしたうえで、適切に餌を与え、食べ残しやふんの掃除をして管理していくというものです。

屋外の猫の寿命は4年程度といわれていますから、このような**管理が**うまく**続けば、**「飼い主のいない猫」の数は**減少していく**ものと考えられます。

平成13年度から15年度まで、東京都で行われた「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」のチラシ文章の一部です。

モデルプランの結果をうけて、「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブックが作られました。

平成16年に「東京都動物愛護推進総合基本計画（ハルスプラン）」が打ち出され、モデルプランが「飼い主のいない猫との共生支援事業の普及推進」に変りました。

平成19年の「東京都動物愛護管理推進計画」には、「公共施設等での飼い主のいない猫対策の取組推進」が新規に追加されました。

東京都が、都内の区市町村を通じて行う「飼い主のいない猫との共生支援事業」は、「飼い主のいない猫との共生プログラム」として引き続き行われています。

以前は、公園や河川敷、公共施設などが対象にならなかったため、プログラム指定申請は既存の町会などの住民組織からでした。

現在は、庁内関係局や施設などの管理者、区市町村、ボランティア等が協力して申請できるようになりました。

プログラムの実行にあたり、地域ねこ推進組織からの申請が可能になりましたが、申請する任意の組織の構成員は地域の住民です。

一定の条件を満たして、区市町村の推薦を受けた組織活動を、プログラム実施地域として都が指定ます。

指定地域への都の主な支援内容は、専門的な助言や資料の提供、講師派遣、所定条件の下での飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施などです。